

## 指名停止措置簿

### 1 指名停止を受けた建設業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	許可番号	主たる営業所の所在地
株式会社 オアシス・イラボ レーション	代表取締役 川渕 誉雄	国土交通大臣許可 (特-4) 第 26863 号	高知市針木東町 26-54

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 7 月 31 日まで (2 週間)
指名停止の理由	<p>当該業者は、土木政策課発注の「建第 6-22 号 旧土佐清水合同庁舎他解体工事」において発生した作業員の負傷事故について、車両系建設機械を当該車両系建設機械の主たる用途以外の用途に用いたことが、労働安全衛生法違反に当たるとして、令和 7 年 4 月 30 日付で四万十労働基準監督署より是正勧告を受けたため。</p> <p>※該当条項</p> <p>高知県建設工事等指名停止措置要綱第 1 条規定の別表第 1 の第 7 号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当</p> <p>同要綱の取扱いの別表第 1 関係 4 の（3）（県発注工事に係る工事関係者事故）に該当</p>